学校だより第１５号

稲浜通信

千葉市立稲浜中学校
千葉市美浜区稲毛海岸２－３－３
TEL ０４３－２４７－８５００
令和３年１月１２日発行

緊急事態宣言中の学校生活

校長　川﨑　康範

新型頃のウイルス感染拡大が想定を超えてきており、１月７日（金）に１都３県に緊急事態宣言が再発令されました。期間は現段階では、１ヶ月間の予定ですが、感染者数がなかなか減らない場合は延長される可能性があります。それでは、学校生活はどのようになるのかと心配な保護者の方も多くいると思います。現状での学校の進め方をお知らせいたします。

市教委は現時点で休校や分散登校授業の実施は想定していません。しかし、緊急事態宣言が発令されたことも確かです。緊急事態宣言発令前と発令後は新型コロナウイルス感染拡大への意識や生活の仕方が変わらなければ、感染は収まっていかないのです。家庭での生活についても、一層気を引き締めてほしいと思います。本校では感染者は出ておりませんが、市内ではPCR検査を受ける児童生徒が急増しているそうです。状況が変わった時には、今回お知らせすることと変わることも十分あり得ますので、その時は随時お知らせいたします。

〈 授業について 〉

１．各教科等に共通する活動として、「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」や全員で一斉に声を出す音読や群読は行いません。
２．保健体育では、球技のゴール型ゲームや武道の相手と組みあう活動など、身体接触や人と人が接近しすぎるような活動は行ないません。
３．音楽では、室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器等を使用した活動を行ないません。
５．家庭科では、調理実習は行ないません。

〈 部活動について 〉

１．放課後１時間程度、土日、祝日の部活動は行いません。また、平日のみの９０分以内の活動とし、朝練習は行いません。週２～３回程度の実施とします。対外試合や他校との合同練習、演奏会も停止します。
２．運動部活動は接触のある練習は中止し、個人トレーニング中心に行います。
３．文化系は、合唱や合奏、集団での演技など３密となりやすい練習を行ないません。

〈 学校行事について 〉

１．　緊急事態宣言期間中の校外学習、修学旅行は中止または延期となります。緊急事態宣言が延長されて１・２年生が校外学習を計画している２月１７日、１８日が緊急事態宣言期間に含まれる場合は、各学年と相談して対応を決めます。また、現在の計画では、Go to travel が適用されていますが、その期間が適用外になる場合は旅行代金の変更を求められます。この件についは保護者の方にご相談させていただき、決定いたします。
２．学習発表会や合唱コンクール、講演会など児童生徒が一堂に集める行事は行ないません。

〈 トイレ清掃の仕方 〉

（1） 児童生徒は、個室内・小便器を含め、家庭用洗剤を用いて、通常の清掃活動の範囲で清掃を行います。大便器等が汚れており、衣服等に付着の可能性のある場合は、教職員が対応します。

（2） 清掃する際の留意事項

〇換気をしっかりとして、無駄話をせずに行います。

〇個人専用の手袋、または、ゴム手袋の下に使い捨ての手袋を使用します。

〇マスクを着用し、清掃後は、石けんを使用してしっかりと手洗いを行う。

稲浜通信１４号、学校連絡メールで「感染が不安で学校を欠席させたい場合は、学校に相談してください。」とありましたが、そのことに対する学校長の考えをお伝えします。

（1）学校は授業を通して学習の機会を保証していく場であること。

（2）１・２年生については２月中旬にそれぞれ校外学習を控えている。校外学習などの行事は、当日だけではなく、事前の学習や係活動など生徒の年齢に応じた成長、人格形成に大変有意義な活動である。

３年生については入試を控え、重要な時期に差し掛かっている。学年、学級において事前の準備や確認を行うことで、不安なく試験に臨むことができる。このことは生徒にとっても大きな支えとなる。また、友達がそばにいることで同じ悩みを共有しながら、その友達と共に中学校生活の最後のまとめの時期になっている。

（3）中学校では、手洗い、消毒、３密の回避、毎日の健康観察などを通して基本的な感染防止対策は十分に指導をしている。

以上の（1）、（2）、（3）を主な理由として、学校長としては緊急事態宣言が再発令されている期間にも登校して学校生活を送ることが望ましいと考えています。ただし、次のような感染の不安が実際にある時には、ご遠慮なく学校にご連絡、ご相談ください。相談の上決めさせていただきます。

・児童生徒に感染が判明した場合や、児童生徒が濃厚接触者に特定された場合

・児童生徒や同居家族等がＰＣＲ検査を受ける際に結果が出るまでの間、登校を控える場合

・児童生徒や同居家族等が発熱等の風邪の症状がみられる場合

・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断した場合

・感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由がある場合

千葉市教育委員会より

令和３年度千葉県公立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染防止対策のための千葉市立中学３年生への対応について

新型コロナウイルス感染防止及び受験生一人一人が安心して検査に臨めるようにするため、令和３年２月２２日の千葉市立中学３年生について、原則、自宅学習（欠席扱いにならない）とすることとします。個別に対応が必要な生徒は個別登校（この場合は出席とする）とすることとします。

また、学校給食については、２月２２日の全中学校の第３学年生徒への提供を中止とします。

◎２月２２日（月）は自宅でゆっくりと過ごしながら、自宅学習に取り組んでください。当然、新型コロナウイルス感染防止対策として千葉市教育委員会が取る対応ですので、この日だけに限りませんが不要不急の外出は、くれぐれもしないようにしてください。